

茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の手引き



茨城町生活経済部みどり環境課
令和7年

はじめに

この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積（以下「土地の埋立て等」という。）について、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、土砂等に含まれる有害物質による土壌汚染、土砂等の流出や崩落による災害の発生等を防止することを目的として平成6年12月に制定され、平成7年4月から施行されています。

平成27年の条例改正では、条例の適用面積や許可条件の見直し、罰則の強化等をし、平成29年の条例改正では、保証金の預託制度を導入することで、無秩序な土地の埋立て等の規制の強化をしてまいりました。

令和7年の条例改正では、宅地造成及び特定盛土等規制法の運用開始に伴い、災害防止目的の規制内容の整理及び、「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の許可対象面積の引き下げに伴い、この条例の許可対象面積上限を引き下げる改正を行いました。

この手引きは、土地の埋立て等を行おうとしている皆様に、条例の内容をご理解いただけるよう、条文や許可申請にあたっての留意事項、必要書類の作成について解説したものです。

この手引きをご活用いただき、住民の生活環境の保全に十分配慮した適正な土地の埋立て等を行われるようお願いいたします。

もくじ

1 条例の目的及び骨子	3ページ
2 用語の定義及び申請について	4ページ
3 土砂等による土地の埋立て等事業フロー図	6ページ
4 届出の手続きについて	9ページ
5 事業協議の手続きについて	11ページ
6 保証金預入の手続きについて	14ページ
7 許可申請の手続きについて	16ページ
8 変更許可、届出、報告等について	20ページ
9 茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	23ページ
10 茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則	33ページ
11 参考資料	86ページ

茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例について

1 条例の目的

茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）は、土地の埋立て等について、町、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、生活環境の保全を図り、もって住民の安全と良好な生活環境を確保することを目的としています。

2 条例の骨子

(1) 許可制

事業区域の面積が3,000平方メートル以下の事業について町の許可制とし、土砂の性質や安全性、埋立て等に用いる土砂の数量等を事前に審査します。

(2) 土砂の特定と土壌基準

埋立て等に使用する土砂の発生元を限定するとともに、土壌の基準を設けて、基準を満たさない土砂等による埋立て等の行為を禁止します。

- ① 建設汚泥にセメントや石灰を混ぜて、化学的安定処理した、いわゆる改良土による埋立て等はできません。
- ② 埋立て等に使用する土砂等について、茨城県内から発生した土砂等に限定するとともに、発生した場所から直接搬入する土砂等でなければ埋立て等はできません。ストックヤード等にすでに堆積した土砂等による埋立て等もできません。
- ③ 事業に用いる土砂等に含まれる有害物質の汚染状態が、規則で定める基準に適合しなくてはなりません。

(3) 保証金制度

埋立て等事業を起因とする公共施設の破損を防止するため、保証金制度を導入しました。事前協議後、申請者は保証金を町が指定する金融機関に預入する必要があります。

(4) 立入検査

職員に立入調査等の権限を付与し、違反者には、事業の中止や土砂等の除去を命令することとしています。

(5) 罰 則

無許可の埋立てや措置命令違反については2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科します。

3 用語の定義

(1) 土砂等とは

- ① 土砂とは砂、礫、砂質土、礫質土、シルト、粘土などをいい、岩石や化石などを含めて土砂等という。
- ② 再生碎石、鉱さい、汚泥など、廃棄物が含まれる土砂等を用いた埋立て等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が適用されることとなる。
- ③ 土砂等について、有価物か無価物かは問わない。

(2) 土地の埋立て等とは

土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積をいう。

① 埋立て

周辺地盤面より低い窪地を埋め立てること。

② 盛土

周辺地盤面より高くなるように土砂を盛り、かつ将来にわたってその形状が変更しないもの。

③ 堆積

周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂を堆積するものであり、将来その形状の変更が予定されているもの。

(3) 事業区域とは

事業区域は、実際に埋立てを行う区域をいい、保安区域や進入道路等は事業区域には含まないこととする。

4 申請について

(1) 申請者について

許可申請は、土地を使用する権限を有する者が行うものとし、埋立て等の工事を請け負った者が申請者となることはできない。

また、事前協議で協議をしたものと許可申請者が異なることは認めない。

(2) 土砂等の性質について

- ① 土砂等の性質については、第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省第19号）別表第1）に該当するものとする。
- ② 土砂等（泥土を含む。）又は建設汚泥にセメントや石灰を混合し、化学的安定処理した改良土による土地の埋立て等については許可しない。
- ③ スtockヤード等に既に堆積した土砂等による埋立て等については許可しない。
- ④ 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生元証明書、土壌調査試料採取報告書、地質分析結果証明書は、発生場所ごとに必要になる。

(3) 事業区域、対象となる埋立て等について

- ① 埋立て等区域の面積については、実際に埋立てを行う区域をいい、保安区域、進入道路や現場事務所等は含まない。
- ② 事業区域の面積が 3, 000 m²を超える場合は、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の適用面積に該当するので、茨城県に相談すること。
- ③ 次に掲げる事業は、条例に基づく許可は不要。

ア、事業区域内において発生した土砂等のみを用いる事業

イ、国、地方公共団体が行う事業

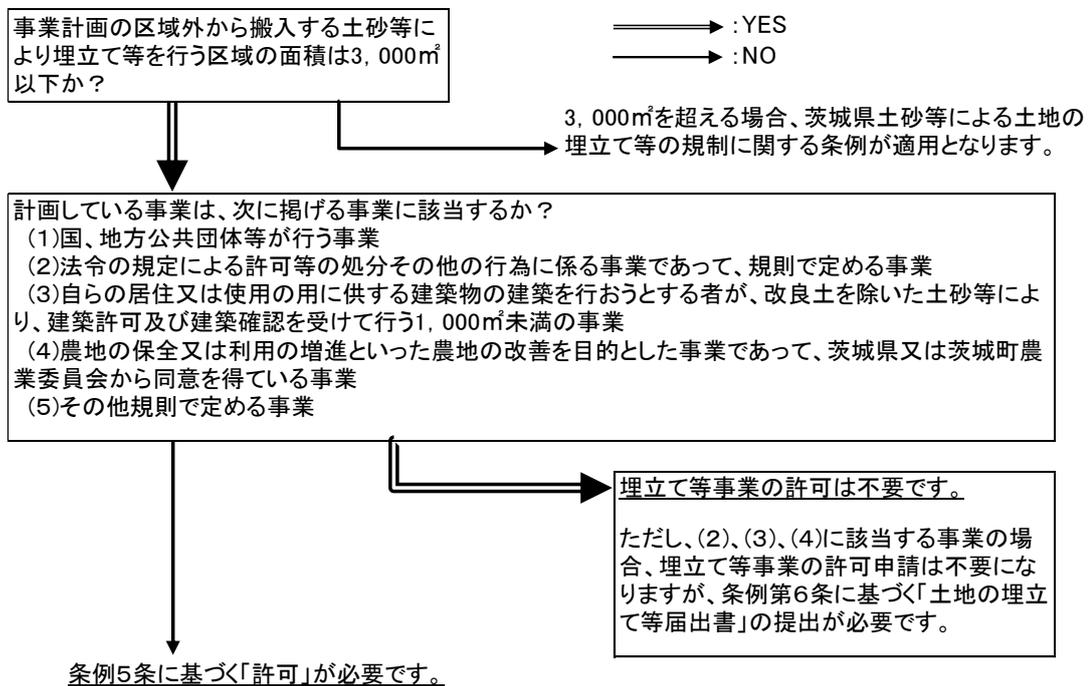
ウ、法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る事業

エ、自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築を行おうとする者が、改良土を除いた土砂等により、建築許可及び建築確認を受けてから行う 1, 000 m²未満の事業
 オ、農地の保全又は利用の増進といった農地の改善を目的とした事業であって、茨城県又は茨城県農業委員会から同意を得ている事業

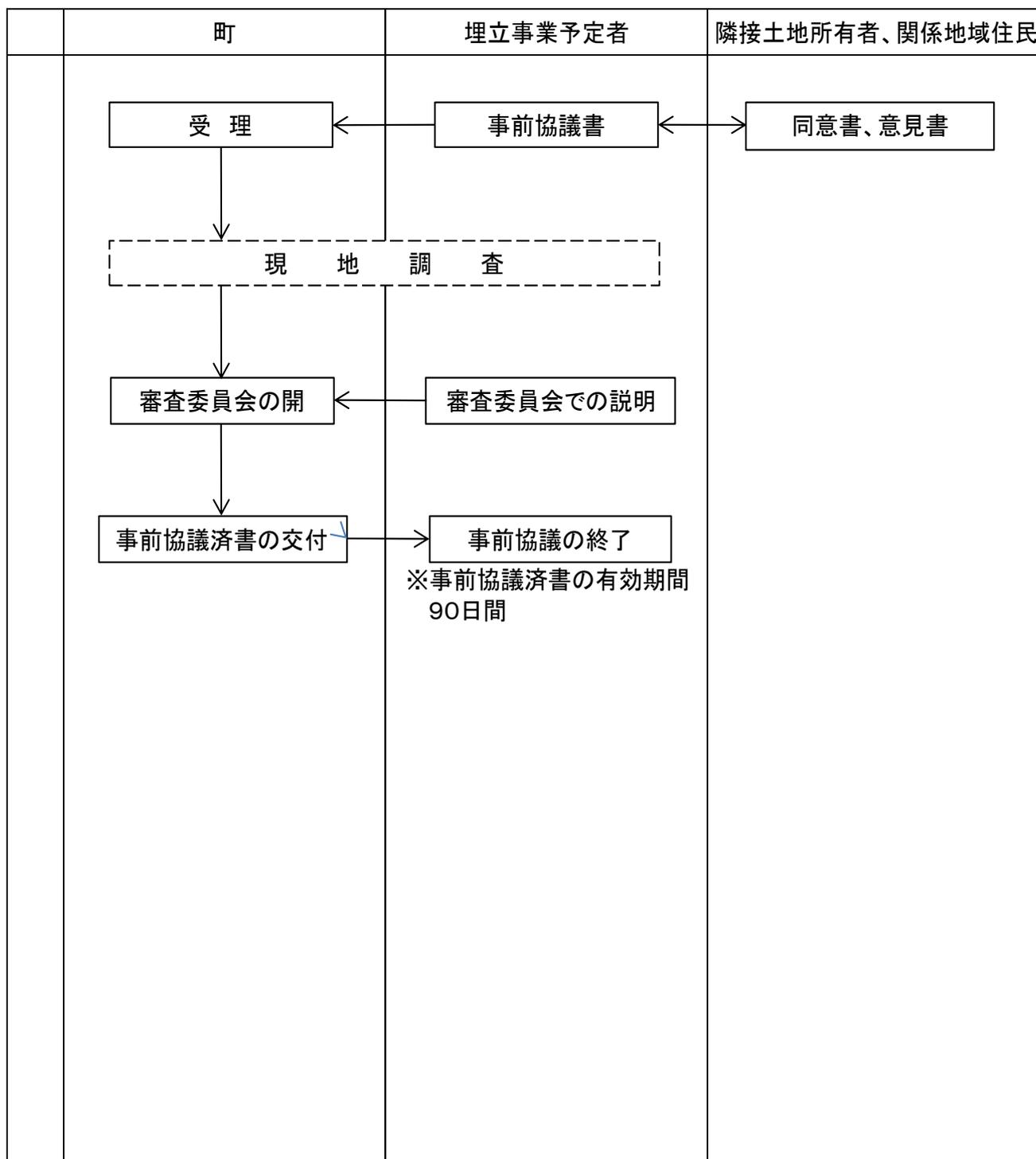
カ、その他規則で定める事業

※上記の事業は埋立て等事業の許可は不要となるが、ウからオに該当する事業については、条例第6条に基づく「土地の埋立て等届出書」の提出が必要となる。

※許可不要事業の詳細については、条例第5条及び施行規則第4条を確認すること。



(1) 事前協議の手続き

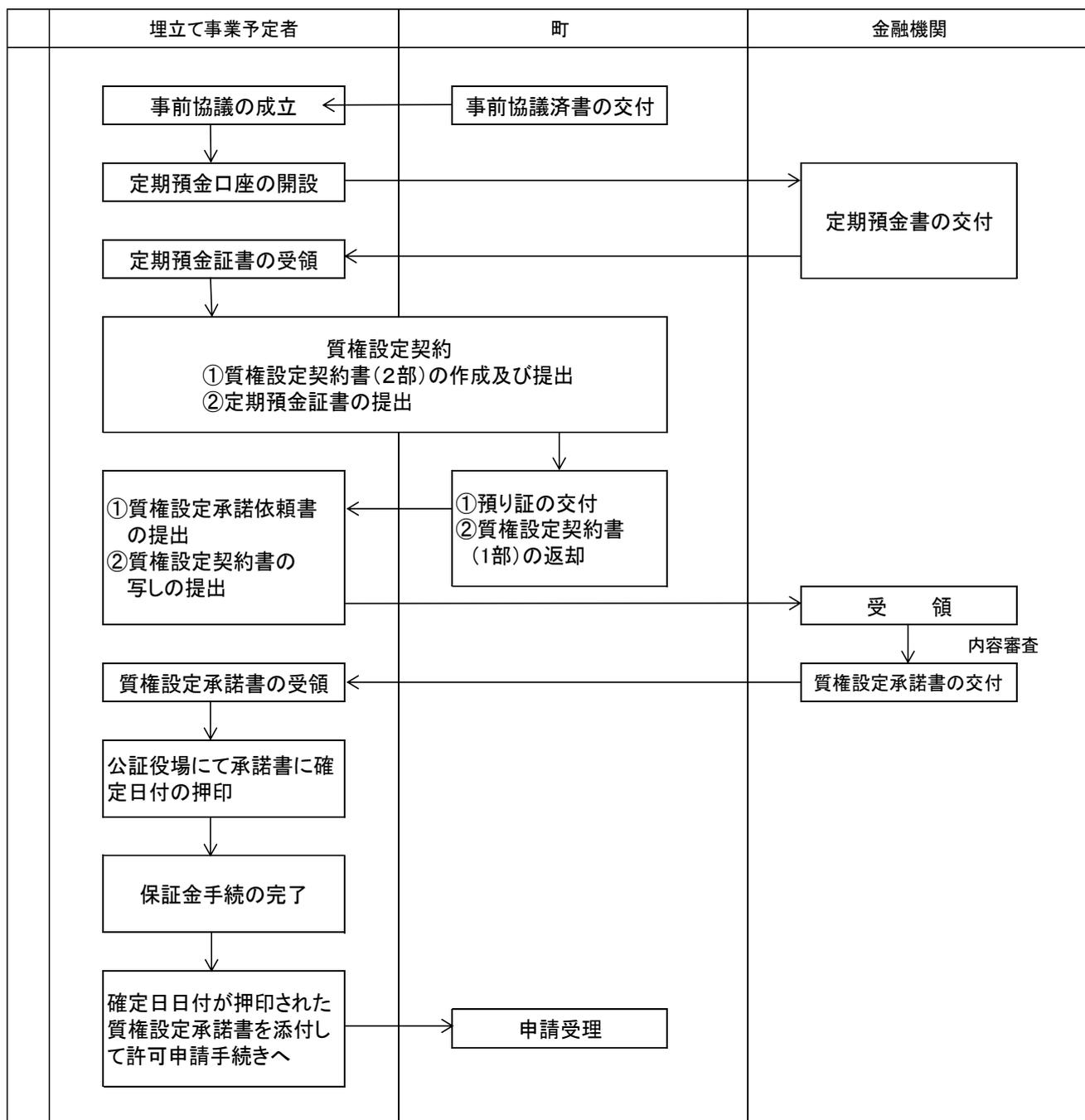


※近隣住民への説明会の実施範囲については、原則、事業区域の敷地境界から300m以内に住むすべての住民とするが、区長の判断により、範囲を変更することができます。

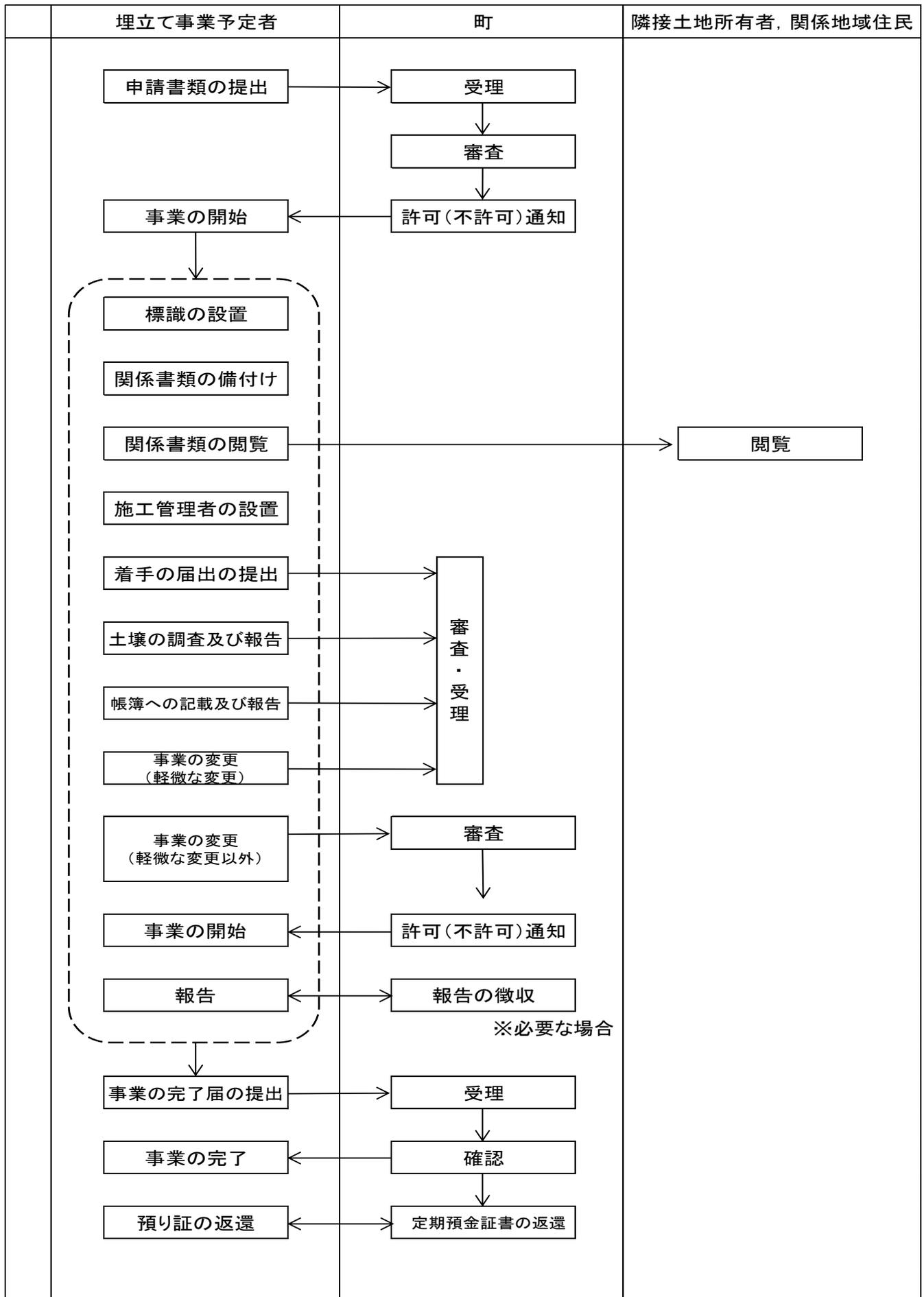
※現地調査では、事業者立ち合いの上、埋立て等を行う事業区域及び土砂等の発生元を確認いたします。

土砂等による土地の埋立て等事業フロー図（2/3）

(2) 事前協議終了後から保証金手続完了まで



(3) 許可申請から完了までの手続



届出の手続きについて

茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例では、埋立て等事業のうち、法令等に基づき許認可を受けた事業等については、事前協議及び許可申請手続きは不要となりますが、「土地の埋立て等届出書」の提出をしなければなりません。

(1) 事前協議及び許可申請が不要となる事業について

- ① 土地の造成その他のこれに類する行為を行う土地の区域内において行う事業であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの
- ② 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う事業
- ③ 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る事業であって、規則で定めるもの
- ④ 自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築を行おうとする者が、改良土を除いた土砂等により、建築許可及び建築確認を受けて行う1,000平方メートル未満の事業。ただし、1,000平方メートル未満の事業であっても、当該埋立て等区域の土地に隣接する土地において、当該事業を行う日の過去1年以内に事業が行われ、若しくは現に行われている場合、又は当該事業区域の土地内で既に行われ、若しくは現に行われている場合は、当該埋立て等の区域と合算した面積が1,000平方メートル以上となるものを除く
- ⑤ 農地の保全又は利用の増進といった農地の改善を目的とした事業であって、農地改良に関する協議を行い、茨城県又は茨城町農業委員会から同意を得ているもの

(2) 届出が必要となる事業について

上記の事業のうち、③から⑤の事業を行おうとするときは、「土地の埋立て等届出書」を作成し、町へ提出しなければならない。

(3) 届出書類の作成について

- ① 提出必要書類の提出部数は2部とする。
- ② 添付書類（図面は除く。）は、日本工業規格A列4判で作成すること。
- ③ 行政書士が申請を代理する場合、委任状を添付すること。

(4) 土地の埋立て等届出書（様式第2号）の作成について

- ① 届出者
土地の埋立て等を行う者（土地の埋立て等許可申請を行う者）の氏名、住所を記載し、実印を押印すること。
- ② 事業の目的
埋立て、盛土、堆積の別を記載するとともに、当該埋立て等を行う目的を簡潔に記載すること。

③ 事業区域の位置及び面積

埋立て等区域の地番を全て記入し、面積については、実測による面積を記載すること。

④ 事業期間

土砂等の搬入計画などから期間を記載すること。他法令の許可に係る場合は当該許可期間内とすること。

土地の埋立て等届出添付資料一覧

	事 項	チェック欄
1	土地の埋立て等届出書（様式第2号）	
2	他法令許可書類の写し	
3	事業区域の位置図	
4	事業区域の現況写真	

事前協議の手続きについて

土地の埋立て等の許可申請については、当該申請を行う前に、事前審査の手続きが必要となります。

事前協議書を茨城町へ提出するとともに、当該事業地の隣地権者や地元区長への説明を実施し、同意を得ることが必要となります。

(1) 事前協議必要書類作成について

- ① 事前協議書の提出部数は2部とする。
- ② 事前協議書及び添付書類については、フラットファイル等で製本すること。
- ③ 製本したフラットファイル等にインデックスで目次を作成すること。
- ④ 添付書類（図面は除く。）は、日本工業規格A列4判で作成すること。
- ⑤ 行政書士が申請を代理する場合、委任状を添付すること。

(2) 事前協議書（様式第3号）について

- ① 事業主
土地の埋立て等を行う者（土地の埋立て等許可申請を行う者）の氏名、住所を記載し、実印を押印すること。
- ② 事業区域の面積
面積については、実測による面積を記載すること。
- ③ 事業区域
埋立て等区域の地番を全て記載すること。

(3) 事業計画書（様式第4号）について

- ① 事業の目的
埋立て、盛土、堆積の別を記載するとともに、当該埋立て等を行う目的を簡潔に記載すること。
- ② 事業期間
土砂等の搬入計画などから期間を記載すること。他法令の許可に係る場合は当該許可期間内とすること。
- ③ 土砂等の量
土砂等発生元証明書（様式第5号）による量を記載すること。
- ④ 作業日
「日曜日を除く毎日」のように具体的に記載すること。
- ⑤ 使用機械の種類及び台数
使用する機械が、騒音規制法及び振動規制法の特定建設作業に該当する場合は、当該法律による届出が必要になることに注意すること。

⑥ 土砂等の発生場所及びその事業主

土砂等発生元証明書（様式第5号）による量を記載すること。

⑦ 連絡先の電話番号

昼間、夜間、現場ごとに通常連絡のつく電話番号を記載すること。また、氏名も記載すること。

（４）事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図について

① 図面の縮尺は1／25，000～1／10，000程度とし、道路、地勢等周辺状況が判別できるものとする。

② 見取図の縮尺は1／2，000程度で、住居の立地状況等の周辺状況が判別できるものとする。

（５）事業区域の計画平面図について

縮尺は、埋立て等の完了後の形状が判別できるものとする。

（６）土砂等の搬入経路図について

① 経路図には、土砂等の発生場所ごとの現場から埋立て等区域までの搬入経路を記載すること。

② 事業区域の周辺の経路については、周辺状況がわかるよう別紙により記載すること。

（７）土砂等発生元証明書（様式第5号）について

様式第5号を用いて作成すること。

（８）隣接地権者の同意書及び区長等の意見書について

隣接地権者及び区長が当該埋立て等事業を承諾した旨が記載されたものであること。

（９）事前協議書の提出後について

① 事前協議書提出後、茨城町土砂等による土地の埋立て等審査委員会（以下「委員会」という。）を開催する場合があります、協議申立者は、委員会にて事業の説明及び質疑応答をする。

② 委員会終了後、委員よりでた意見・指示事項を集約した意見書を協議者に対して交付する場合があります。

③ 意見書にある事項について対応をしたことが確認できた場合、町から「事前協議済書」が交付され、事前協議は終了となり、保証金の預入手続きに進む。なお、当該事前協議済書の有効期限は通知日から90日とする。

土地の埋立て等に関する事前協議添付資料一覧表

	事 項	チェック欄
1	土砂等による土地の埋立て等の規制に関する事前協議書（様式第3号）	
2	事業計画書（様式第4号）	
3	事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図	
4	事業区域の計画平面図	
5	申請者が事業区域内の土地の所有権を有しない場合にあっては、土地を使用する権限を証する書面	
6	事業区域及び隣接地の公図の写しに所有者の住所、所有者の氏名及び地目を記入したもの	
7	事業区域及び隣接地の地権者の一覧表	
8	土砂等の搬入経路図	
9	土砂等発生元証明書（様式第5号）	
10	隣接地権者の同意書及び区長等の意見書	
11	計量証明書（土砂発生元現地調査後必要と認められた場合）	
12	欠格要件非該当に関する誓約書（様式第6号）	
13	関係法令手続報告書（様式第7号）	

保証金預入の手続きについて

平成29年3月31日に条例が改正され、保証金制度が導入されました。埋立て等事業を行う事業者は、事業に係る公共施設等の破損防止の担保として、事前協議が終了してから許可申請を行うまでの間に、土砂の量又は搬入に使用する町道の面積に応じた金額を保証金として預入しなくてはなりません。

(1) 保証金制度について

土地の埋立て等を行う事業主は、適正な履行並びに事業区域及びその周辺地域における公共施設等の破損を保証するために、あらかじめ町長と協議して定めた金融機関に、当該保証のための現金を定期預金により預入しなければならない。

(2) 保証金預入が必要な事業範囲について

保証金の預入が必要な事業範囲は、土地の埋立て、盛土、堆積とする。

(3) 保証金の算定について

保証金の金額は、事業に用いる土砂等の量に1立方メートル当たり500円を乗じて算出した額と、土砂等の搬入搬出に使用する町道の面積に1平方メートル当たり2,500円（砂利道の場合は600円）を乗じて算出した額のいずれか高い額とする。

【例】

①埋立て等事業に用いる土砂等の量

$$4,500\text{m}^3 \times 500\text{円} = \underline{2,250,000\text{円}}$$

②町道面積（舗装道路の場合）

$$\text{幅}4\text{m} \times \text{長さ}100\text{m} = 400\text{m}^2$$

$$400\text{m}^2 \times 2,500 = \underline{1,000,000\text{円}}$$

よって①の2,250,000円を採用

(4) 保証金手続について

① 定期預金口座の開設

事業を行う者は、保証金として町長と協議して定めた金融機関に、事業主名義で定期預金により預入すること。

② 質権設定契約

ア、預入された定期預金に町を質権者とする質権を設定するため、「質権設定契約書」を作成し、定期預金証書と提出すること。

イ、契約が締結されたら、町から「預り証」を交付するので、紛失しないよう保管すること。

③ 金融機関から質権設定の承諾

ア、事業主は、金融機関から質権設定の承諾を得るために「質権設定承諾依頼書」を作成し、質権設定契約書の写しと一緒に金融機関へ提出すること。なお、質権設定承諾書については、金融機関で様式が異なるので、金融機関に応じた様式を使用すること。

イ、金融機関の審査が終了し、承諾を得ることになると、「質権設定承諾書」が金融機関から発行される。

④ 確定日付の取得

ア、金融機関から交付された「質権設定承諾書」を水戸合同公証役場に持参し、公証法（明治41年法律第53号）第11条の規定により法務大臣から任命された公証人による確定日付の取得印を押印してもらうこと。

イ、確定日付が押印された質権設定承諾書を町へ提出し、保証金手続は終了となる。

⑤ その他の事項について

ア、保証金手続において、必要となる経費については、事業主が負担すること。

イ、当該質権設定契約については、定期預金の元本のみが対象となり、利息は含まない。

ウ、預入された定期預金が満期日を迎え、預入先の金融機関の定めるところにより、継続された定期預金についても、当該質権設定契約の効力が発生する。

許可申請の手続きについて

事前協議及び保証金手続きが完了した事業主は許可申請手続きが必要となります。許可申請手続きでは、事前協議より詳細な事業内容を把握します。

(1) 事前協議必要書類作成について

- ① 事前協議書の提出部数は2部とする。
- ② 事前協議書及び添付書類については、フラットファイル等で製本すること。
- ③ 製本したフラットファイル等にインデックスで目次を作成すること。
- ④ 添付書類（図面は除く。）は、日本工業規格 A 列 4 判で作成すること。
- ⑤ 行政書士が申請を代理する場合、委任状を添付すること。

(2) 許可申請書（様式第9号）について

- ① 事業主
土地の埋立て等を行う者（土地の埋立て等許可申請を行う者）の氏名、住所を記載し、実印を押印すること。
- ② 事業の種類
埋立て・盛土・堆積のうち不要な文字を抹消すること。
- ③ 事業区域の面積
面積については、実測による面積を記載すること。
- ④ 事業区域
埋立て等区域の地番を全て記載すること。記入欄が不足する場合には、別紙にて一覧表で作成すること。

(3) 事業計画書（様式第4号）について

- ① 事業の目的
埋立て、盛土、堆積の別を記載するとともに、当該埋立て等を行う目的を簡潔に記載すること。
- ② 事業期間
土砂等の搬入計画などから期間を記載すること。他法令の許可に係る場合は当該許可期間内とすること。
- ③ 土砂等の量
土砂等発生元証明書（様式第5号）による量を記載すること。
- ④ 作業日
「日曜日を除く毎日」のように具体的に記載すること。
- ⑤ 使用機械の種類及び台数
使用する機械が、騒音規制法及び振動規制法の特定建設作業に該当する場合は、当該

法律による届出が必要になることに注意すること。

⑥ 土砂等の発生場所及びその事業主

土砂等発生元証明書（様式第5号）による量を記載すること。

⑦ 連絡先の電話番号

昼間、夜間、現場ごとに通常連絡のつく電話番号を記載すること。また、氏名も記載すること。

（4）事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図について

① 図面の縮尺は1/25,000～1/10,000程度とし、道路、地勢等周辺状況が判別できるものとする。

② 見取図の縮尺は1/2,000程度で、住居の立地状況等の周辺状況が判別できるものとする。

（5）申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合、法人の登記事項証明書）及び印鑑証明について

申請する3ヶ月以内に発行されたものを添付すること。

（6）土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画（様式第10号）について

搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる区分を記載すること。

（7）土砂等の発生から処分までのフローシート（様式第11号）について

下請け業者、運搬業者等が複数になる場合、別紙に全て記載すること。

（8）土砂等の搬入経路図について

① 経路図には、土砂等の発生場所ごとの現場から埋立て等区域までの搬入経路を記載すること。

② 事業区域の周辺の経路については、周辺状況がわかるよう別紙により記載すること。

（9）事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書について

① 図面の縮尺は、事業区域の現況の形状が判別できるものとする。

② 面積計算書は実測に基づくものとし、求積図を添付すること。

（10）事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図について

① 図面の縮尺は、埋立て等の完了後の形状が判別できるものとする。

② 雨水排水計画図には、根拠となる流量計算書等を添付すること。

(1 1) 土壤調査試料採取報告書（様式第12号）について

- ① 当該報告書は、土壤調査試料を採取した者が作成すること。
- ② 検体番号には地質分析結果証明書（様式第13号）に記載された検体番号を記載すること。
- ③ 土壤の調査方法は、条例施行規則第9条第3項に規定する方法によること。

(1 2) 地質分析結果証明書（様式第13号）について

当該証明書は計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。

(1 3) 茨城町暴力団排除条例に関する誓約書（様式第15号）について

役員名簿の欄に記入しきれない場合には別紙に役員名簿を添付すること。

(1 4) その他の事項について

事業の内容が、条例に定める基準をすべて満たしていると認めた場合、町から土砂等による土地の埋立て等事業許可決定通知書が交付される。

なお、条例に定める基準を満たしていない場合、不許可決定通知書が送付される。

土地の埋立て等許可申請書添付書類一覧

	事 項	チェック欄
1	土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書（様式第9号）	
2	事業計画書（様式第4号）	
3	事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図	
4	申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）及び各申請書類に押印した印鑑の印鑑登録証明書	
5	土地所有者一覧表	
6	事業区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第23号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し	
7	申請者が事業区域内の土地の所有権を有しない場合にあっては、土地を使用する権原を証する書面	
8	申請者が他の者に事業の施行を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し	
9	施工管理者の住民票の写し	
10	土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画（様式第10号）	

1 1	土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書	
1 2	土砂等の発生から処分までのフローシート（様式第 1 1 号）	
1 3	事業に用いる土砂等の搬入経路図	
1 4	事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書	
1 5	事業区域の計画平面図、計画断面図、雨水排水計画図及び流量計算書	
1 6	事業に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面	
1 7	事業に用いる土砂等の発生の場所に係る現況平面図、現況断面図	
1 8	事業に用いる土砂等の発生の場所に係る計画平面図、計画断面図	
1 9	事業に用いる土砂等の発生の場所に係る面積計算書及び求積図	
2 0	事業に用いる土砂等の発生の場所に係る土量計算書	
2 1	事業に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合にあっては、土質柱状図	
2 2	事業に用いる土砂等の予定容量計算書	
2 3	事業区域の地耐力について行った平板載荷試験等の報告書	
2 4	事業に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面	
2 5	事業に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す現場写真	
2 6	試料ごとの土壌調査試料採取報告書（様式第 1 2 号）	
2 7	試料ごとの地質分析結果証明書（様式第 1 3 号）	
2 8	法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、事業が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類の写し	
2 9	誓約書（様式第 1 4 号）	
3 0	茨城町暴力団排除条例（平成 2 4 年茨城町条例第 1 号）に関する誓約書（様式第 1 5 号）	
3 1	その他町長が必要と認める書類及び図面	

土地の埋立て等の変更許可、届出、報告等

土地の埋立て等事業の許可を受けた者は、事業の内容に変更が生じた場合には、許可を受ける必要があります。搬入土量の増加等で保証金預入手続きが再度必要になる場合もあるので、余裕をもって手続きを始める必要があります。

1 変更許可について

(1) 変更許可申請書類作成について

- ① 提出必要書類の提出部数は2部とする。
- ② 事前協議書及び添付書類については、フラットファイル等で製本すること。
- ③ 製本したフラットファイル等にインデックスで目次を作成すること。
- ④ 添付書類（図面は除く。）は、日本工業規格 A 列 4 判で作成すること。
- ⑤ 行政書士が申請を代理する場合、委任状を添付すること。

(2) 変更の許可が必要となる事項について

次に掲げる事項について、変更が生じた場合には、事業変更許可申請書（様式第17号）の提出をすること。

- ① 住所及び氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地その名称及び代表者の氏名）
- ② 事業の種類
- ③ 事業区域の面積
- ④ 事業区域の場所等

2 軽微な変更について

(1) 軽微な変更の届出について

次に掲げる事項については、軽微な変更該当するため、当該変更のあった日から30日以内に、町へ届出すること。

- ① 事業を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
- ② 事業に用いる土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させる者に限る。）

(2) 添付書類について

変更する事項に応じて、図面や写真等の変更事実を証明する書類を添付すること。

- ① 住所及び氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地その名称及び代表者の氏名）
→住民票、登記事項証明書、印鑑証明書、図面、写真等
- ② 事業に関する事項（事業の種類、面積、場所等）
→変更後の平面図、断面図、搬入経路図、土量計算書等。

(3) その他の事項について

変更の内容が条例に規定している基準を満たしている場合は、町から事業変更許可決定通知書が交付される。

3 その他届出等

(1) 土地の埋立て等着手届（様式第20号）について

許可に係る土地の埋立て等に着手した日から10日以内に、土地の埋立て等着手届（様式第20号）を提出すること。

(2) 土地の埋立て等完了届（様式第21号）について

許可に係る土地の埋立て等を完了した日から10日以内に、土地の埋立て等完了届（様式第21号）を提出すること。なお、完了届の添付書類として、完成後の平面図、断面図、搬入土量の計算書、写真をつけること。

(3) 土地の埋立て等廃止（休止）届（様式第22号）について

許可に係る土地の埋立て等を廃止（休止）した日から10日以内に、土地の埋立て等廃止（休止）届（様式第22号）を提出すること。なお、廃止（休止）届の添付資料として、廃止後の平面図、断面図、搬入土量の計算書及び写真をつけること。

(4) 土地の埋立て等再開届（様式第23号）について

休止した許可に係る土地の埋立て等を再開した日から10日以内に、土地の埋立て等再開届（様式第23号）を提出すること。

(5) 地位継承届出書（様式第25号）について

土地の埋立て等の許可を受けた者の地位継承があつて日から7日以内に、地位継承届出書（様式第25号）を提出すること。なお、地位継承届出書の添付資料として、相続人の戸籍抄本又は承継法人の登記事項証明書をつけること。

4 報告、表示等について

(1) 標識の掲示について

許可を受けたものは、事業区域内の見やすい場所に、土砂等による土地の埋立て等に関する標識（様式第27号）を掲示すること。なお、当該標識は、縦は90センチメートル以上、横は120センチメートル以上とすること。

(2) 帳簿への記載について

許可を受けたものは、当該埋立て等の施工期間中毎日、施工管理台帳（様式第28号）を記載すること。

(3) 埋立て等に用いた土砂等の数量等の定期報告について

- ① 土地の埋立て等の許可を受けた者は、埋立て等に着手した日から当該埋立て等が完了又は廃止するまでの間、3ヵ月ごとに埋立て等に使用した土砂等の数量等を町長へ報告すること。期間内に土砂等の搬入がなかった場合においても報告すること。
- ② 期間内に土砂等の搬入がなかった場合であっても提出すること。
- ③ 報告には土地の埋立て等施工管理台帳（様式第28号）を使用すること。

(4) 埋立て等に用いた土壌の調査及び報告について

- ① 土地の埋立て等の許可を受けたものは、当該埋立て等に着手した日から当該埋立て等を完了又は廃止するまでの間、3ヵ月ごとに土壌調査を行い、町へ報告すること。
- ② 調査方法については、施行規則第9条第3項の方法によるものとする。
- ③ 土壌の調査の際には、町職員の立ち合いのもと実施すること。
- ④ 土壌の調査報告する場合は、土壌調査試料採取報告書（様式第12号）を使用し、添付資料として採取地点位置図、写真、試料ごとの地質分析結果証明書（様式第13号）をつけること。

(5) 書類の備付け及び閲覧

土地の埋立て等の許可を受けた者は、当該許可申請書の写し、土壌の調査に係る報告書等の規則で定める書類を、当該許可を受けた日から事業区域内又は最寄りの事務所若しくは事務所に備付けることとする。なお、当該事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させることとする。

○茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成27年3月31日

条例第18号

茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成6年茨城町条例第22号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積（以下「土地の埋立て等」という。）について、町、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、生活環境の保全を図り、もって住民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 土砂等 土地の埋立て、盛土又は堆積の用に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- （2） 改良土 土砂等（泥土を含む。）又は建設汚泥にセメントや石灰を混合し、化学的安定処理したものをいう。
- （3） 事業 土地の埋立て等の行為をいう。
- （4） 事業区域 事業を施行する土地の区域をいう。
- （5） 事業主 事業を施行する土地の所有者、管理者又は占有者をいう。
- （6） 工事施工者 事業主との請負契約により事業に係る工事を施工する者をいう。

（町の責務）

第3条 町は、茨城県、町の区その他関係機関と連携して、町の区域内における事業の状況を把握するとともに、事業が適正に行われるよう必要な措置を講じなければならない。

（事業主等の責務）

第4条 事業主及び工事施工者（以下「事業主等」という。）は、事業を施行するに当たり、住民の安全及び良好な生活環境を確保するため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業主等は、町が実施する事業に関する措置に協力しなければならない。

（許可）

第5条 事業区域の面積が3,000平方メートル以下の事業を行おうとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業については、この

限りでない。

- (1) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う事業であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの
- (2) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う事業
- (3) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る事業であって、規則で定めるもの
- (4) 自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築を行おうとする者が、改良土を除いた土砂等により、建築許可及び建築確認を受けて行う1,000平方メートル未満の事業。ただし、1,000平方メートル未満の事業であっても、当該埋立て等区域の土地に隣接する土地において、当該事業を行う日の過去1年以内に事業が行われ、若しくは現に行われている場合、又は当該事業区域の土地内で既に行われ、若しくは現に行われている場合は、当該埋立て等の区域と合算した面積が1,000平方メートル以上となるものを除く。
- (5) 農地の保全又は利用の増進といった農地の改善を目的とした事業であって、農地改良に関する協議を行い、茨城県又は茨城町農業委員会から同意を得ているもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事業
(届出)

第6条 事業主等は、前条第3号から第5号の事業を行おうとするときは、規則で定めるところにより、事業を行おうとする日の30日前までに町長に届け出なければならない。

(事前協議)

第7条 事業を施行しようとする者は、次条又は第11条の規定による許可の申請を行う前に、規則で定めるところにより、町長と事前協議をしなければならない。

(許可の申請)

第8条 第5条の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は法人にあっては主たる事務所の所在地その名称及び代表者の氏名
- (2) 事業の種類
- (3) 事業区域の面積
- (4) 事業区域の場所等

2 前項の申請書には、事業区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(許可の基準)

第9条 町長は、前条の規定による許可の申請があった場合においては、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。

(1) その事業に用いる土砂等の性質が改良土ではなく、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当するものであること。

(2) その事業に用いる土砂等について、茨城県内から発生したものであり、その土砂等の発生場所から直接搬入されるものであること。

(3) その事業に用いる土砂等に含まれる有害物質(鉛、ヒ素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。)による汚染の状態が規則で定める基準に適合していること。

(4) その事業に関する計画が、事業区域の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合していること。

(5) 前条の規定による許可の申請をする事業主等が次のいずれにも該当しないこと。

ア 第18条の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者
(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る茨城町行政手続条例(平成8年茨城町条例第13号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。)

イ 第18条及び第24条第2項の規定による命令に係る行為の停止期間を経過しない者又は第24条第1項の規定による命令に違反している者

ウ 事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

エ 茨城町暴力団排除条例(平成24年茨城町条例第1号。以下「暴排条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者

オ 法人でその役員のうちにエに該当する者がいるもの

カ 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

キ その他規則で定める要件に該当する者

(許可の条件)

第10条 町長は、第5条の許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全のため必要な限度において、条件を付することができる。

(事業の変更)

第11条 第5条の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、第8条に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更のあった日から30日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(着手の届出等)

第12条 許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、当該変更のあった日から10日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(1) 当該許可に係る事業に着手したとき。

(2) 当該許可に係る事業を完了したとき。

(3) 当該許可に係る事業を廃止し、又は休止したとき。

(4) 休止した当該許可に係る事業を再開したとき。

2 町長は、前項の規定による届出(同項第2号又は第3号に係るものに限る。)があったときは、遅滞なく当該届出に係る事業が規則で定める事業区域の周辺地域の生活環境の保全に関する基準(前条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの)に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

(土壌の調査及び報告)

第13条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に当該許可に係る事業区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い、調査後30日以内に、その結果を町長に報告しなければならない。

(土壌の調査命令等)

第14条 町長は、許可を受けた者に対し、必要に応じて期限を定め、当該許可に係る事業区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行うことを命ずることができる。

2 許可を受けた者は、前項の規定による調査の命令を受けたときは、規則で定めるところにより当該調査を実施し、その結果を前項の命令があった日から30日以内に町長に報告しな

ければならない。

(名義貸しの禁止)

第15条 第5条の許可を受けた事業主等は、自己の名義をもって第三者に事業を施行させてはならない。

(地位の承継)

第16条 第5条の許可を受けた事業主等について相続、合併又は分割(当該許可に係る事業を行う権原を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を行う権原を承継した法人は、当該許可を受けた事業主等の地位を承継する。

2 前項の規定により事業主等の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その承継があった日から7日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(施工管理者の設置等)

第17条 許可を受けた者は、当該許可に係る事業区域の周辺地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をつかさどる者(以下「施工管理者」という。)を置かなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る事業を施行するときは、施工管理者に、当該許可に係る事業区域の周辺地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

(許可の取消し等)

第18条 町長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の許可を取消し、又は期間を定めて当該許可に係る事業の停止を命ずることができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により、第5条又は第11条第1項の許可を受けたとき。

(2) 第9条各号に定める許可の基準に違反したとき。

(3) 第10条に定める許可の条件に違反して事業を行ったとき。

(4) 第15条の規定に違反して事業を行ったとき。

(5) 第24条の規定による命令に違反したとき。

2 町長は、許可を受けた者が、正当な理由なく、第5条の許可を受けた日から起算して1年以内に当該許可に係る事業に着手せず、又は引き続き1年以上当該許可に係る事業を休止したときは、当該許可を取り消すことができる。

(標識の設置)

第19条 第5条の許可を受けた事業主等は、事業の施行期間中、当該許可に係る事業区域内の見やすい場所に、住所及び氏名又は法人にあっては主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名、その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第20条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第8条第1項の申請書の写し、次条第1項の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る事業区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備付け、当該事業に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(帳簿への記載等)

第21条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る事業に着手した日から当該事業を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3箇月ごとの各期間(当該期間内に当該事業を完了し、又は廃止したときは、当該期間の初日から当該事業を完了し、又は廃止した日までの期間)ごとに、規則で定めるところにより、当該各期間の経過後30日以内に当該許可に係る事業に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を町長に報告しなければならない。

(報告の徴収)

第22条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に対して事業の施行状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第23条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、担当職員に、事業区域、事業主等の事務所若しくは事業所又は事業区域内にある事業主等の土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令等)

第24条 町長は、第5条の規定に違反して事業を行った者に対し、その事業の中止を命じ、又は期限を定めて当該事業に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第10条の規定

により第5条又は第11条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る事業の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該事業に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(1) 事業が第9条第1号、第2号若しくは第3号の基準又は規則で定める事業区域の周辺地域の生活環境の保全に関する基準に適合していないと認めるとき。

(2) 生活環境の保全のため緊急の必要があると認めるとき。

(保証金の預入等)

第25条 第5条の許可を受けようとする者は、事業の適正な履行並びに事業区域及びその周辺地域における公共施設の破損防止を保証するために、あらかじめ、町長と協議して定められた金融機関に、当該保証のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入しなければならない。

2 前項の規定により預入すべき保証金の額は、事業に用いる土砂等の量に1立方メートル当たり500円を乗じて算出した額と、土砂等の搬入搬出に使用する町道の面積に1平方メートル当たり2,500円（砂利道の場合は600円）を乗じて算出した額のいずれか高い額とする。

3 第1項の規定により保証金を預入した者は、速やかに、規則で定めるところにより、町と当該預入した保証金に係る質権設定契約を締結し、当該預入した保証金に町を質権者とする質権を設定しなければならない。

(保証金の使途)

第26条 保証金は、次に掲げる費用に充てるものとする。

(1) 第5条の許可を受けた者が第10条の規定により付した条件を履行しない場合又は第24条の規定による命令を受けたにもかかわらず当該命令に係る措置の全部若しくは一部を履行しない場合における行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条に規定する措置に要する費用

(2) 第5条の許可を受けた者が事業に使用された土砂等の運搬、崩落、飛散又は流出により町の財産に損害を与えた場合における当該損害の回復のための措置に要する費用

(3) 第1号又は前号の措置により開始した事務管理に要する費用

(4) 次条の規定による質権の実行に要する費用

2 前条第1項及び同項の規定により預入した保証金について次条に規定する払戻し、国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分又はその例による滞納処分その他の理由により不足が生じたときは、前条第1項の規定により保証金を預入した者は、速やかに、町

長と協議して定めた金融機関に、当該不足が生じた額に相当する額の保証金を定期預金により追加して預入しなければならない。

- 3 前条第3項の規定は、前項の規定により保証金を追加して預入した者について準用する。
(質権の実行)

第27条 町長は、前条第1項第1号若しくは同項第2号の措置又は同項第3号の事務管理を行ったときは、規則で定めるところにより、第25条第1項及び前条第2項の規定により保証金を預入した者に意見を述べる機会を与えた上で、質権を実行し、保証金の払戻しを受けるものとする。

- 2 前項に規定する意見を述べる機会の付与については茨城町行政手続条例(平成8年茨城町条例第13号)第3章第3節の規定を準用する。この場合において、同条例第28条及び第29条中「弁明の機会の付与」とあるのは「意見を述べる機会の付与」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは規則で定める。

(質権の解除)

第28条 町長は、次に掲げる者について、第25条第3項(第26条第3項において準用する場合を含む。)の規定により設定された質権を解除するものとする。

(1) 当該設定された質権に係る事業について第8条第1項に規定する申請をしない旨又は申請を取り下げる旨を書面により申し出た者

(2) 当該設定された質権に係る事業について第16条第2項の規定による届出をしない旨又は届出を取り下げる旨を書面により申し出た者

(3) 当該設定された質権に係る事業について第5条又は第11条第1項の許可をしない旨の通知を受けた者

(4) 当該設定された質権に係る事業について第12条第2項の規定により許可に係る事業が、同項に規定する計画及び基準に適合している旨の確認を受けた者

(5) 前各号に掲げる者のほか、町長が特別の事由があると認める者

(違反事実の公表)

第29条 町長は、事業主等が第15条又は第21条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反したときは、当該事業主等の住所及び氏名又は法人にあっては主たる事務所の所在地その名称及び代表者の氏名並びにその内容を公表することができる。

(官公署等への協力要請)

第30条 町長は、この条例に関する調査について必要があるときは、関係行政機関に照会し、協力を求めることができる。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第32条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条の規定に違反して事業を行ったとき

(2) 第11条第1項の規定に違反して、許可に関わる事業内容等を変更して事業を行ったとき

(3) 第15条の規定に違反したとき

(4) 第18条第1項又は第24条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反したとき

2 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第1項の規定による命令に違反したとき

(2) 第22条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

(3) 第23条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき

3 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条第3項、第12条第1項又は第16条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

(2) 第13条、第14条第2項又は第21条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

(3) 第19条の規定に違反したとき

(両罰規定)

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定により着手している事業については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第9号）

この条例は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第7号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この附則に別段の定めのあるもののほか、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第5条の規定による許可を受けている者であって、現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手しているものについては、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第5条の規定による許可を受けている者であって、当該許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは、この条例の施行の日にこの条例による改正後の茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の許可を受けたものとみなす。
- 4 この条例の施行前にされた改正前の条例第8条第1項の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例第8条第1項の規定による許可の申請とみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成27年3月31日

規則第18号

茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成6年茨城町規則第31号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成27年茨城町条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(事業主等の措置)

第3条 条例第4条第1項に規定する事業主等が講じる必要な措置とは、次に掲げるものとする。

(1) 事業区域の周辺の住民等に対し、事業の内容について、事前説明を行うこと。このときの事前説明を行う周辺の住民等の範囲は、次に掲げる者を必ず含むものとする。

ア 事業区域の隣接地の地権者

イ 事業区域の排水等を放流する水路等の管理者

ウ 事業区域の所在する区の区長等

(2) 事業の施行に係る苦情、紛争、事故等が生じたときには、誠意をもってその解決又は事故処理等を行うこと。

(条例第5条第2号の規則で定める者)

第4条 条例第5条第2号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 東日本高速道路株式会社、日本下水道事業団及び自動車安全運転センター

(2) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合

(3) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合

(4) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社

(5) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社

(6) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規

定により設立された土地開発公社

(7) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(8) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人

(9) 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染防止に関し、地方公共団体と同等以上の能力を有する者として町長が認めたる者

2 前項第9号の規定による町長の認定を受けようとする者は、土壌汚染防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 定款

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

(条例第5条第3号の規則で定める事業)

第5条 条例第5条第3号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可を受けた採取計画に基づく事業

(2) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可を受けた採取計画に基づく事業

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設において行う事業

(4) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第3項の規定による指示措置等として行う事業又は同法第22条第1項の規定による許可を受けた汚染土壌処理施設において行う事業

(条例第5条第6号の規則で定める事業)

第6条 条例第5条第6号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う事業

(2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う事業

(届出)

第7条 条例第6条の規定による届出を行おうとする事業主等は、土地の埋立て等届出書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(事前協議)

第8条 条例第7条に規定する事前協議(以下「事前協議」という。)は、次に掲げる書面を提出することにより行うものとする。

- (1) 土砂等による土地の埋立て等の規制に関する事前協議書(様式第3号)
- (2) 事業計画書(様式第4号)
- (3) 事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- (4) 事業区域の計画平面図
- (5) 申請者が事業区域内の土地の所有権を有しない場合にあっては、土地を使用する権原を証する書面
- (6) 事業区域及び隣接地の公図の写しに所有者の住所、所有者の氏名及び地目を記入したものの
- (7) 事業区域及び隣接地の地権者の一覧表
- (8) 土砂等の搬入経路図
- (9) 土砂等発生元証明書(様式第5号)
- (10) 隣接地権者の同意書及び区長等の意見書
- (11) 計量証明書(土砂発生元現地調査後必要と認められた場合は、提出するものとする。)
- (12) 欠格要件非該当に関する誓約書(様式第6号)
- (13) 関係法令手続報告書(様式第7号)

2 町長は、事前協議が終了した場合は、その結果を事業主等に土砂等による土地の埋立て等の規制に関する事前協議済書(様式第8号。以下「事前協議済書」という。)にて通知するものとし、当該事前協議済書の有効期限は通知日から90日間とする。

3 事前協議済書で承認通知を受けた事業範囲が500平方メートル未満の事業で、事業に用いる土砂等が、条例第9条第1号から第3号までの規定に適合していると認めるときは、条例第8条に規定する申請を省略することができる。

(許可の申請)

第9条 条例第8条第1項の規定による申請書は、土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書(様式第9号)とする。

2 条例第8条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げる書類及び図面とする。ただ

し、町長が特に認めた場合は、書類及び図面の一部を省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業区域の位置を示す図面及びその付近の見取図
- (3) 申請者の住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、法人の登記事項証明書）及び各申請書類に押印した印鑑の印鑑登録証明書
- (4) 土地所有者一覧表
- (5) 事業区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
- (6) 申請者が事業区域内の土地の所有権を有しない場合にあっては、土地を使用する権原を証する書面
- (7) 申請者が他の者に事業の施行を請け負わせる場合にあっては、請負契約書の写し
- (8) 施工管理者の住民票の写し
- (9) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画（様式第10号）
- (10) 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書
- (11) 土砂等の発生から処分までのフローシート（様式第11号）
- (12) 事業に用いる土砂等の搬入経路図
- (13) 事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- (14) 事業区域の計画平面図、計画断面図及び雨水排水計画図
- (15) 事業に用いる土砂等の発生の場所に係る位置を示す図面、現況平面図、計画平面図、現況断面図、計画断面図、面積計算書及び土量計算書
- (16) 事業に用いる土砂等の発生の場所においてボーリング試験を実施した場合には、土質柱状図
- (17) 事業に用いる土砂等の予定容量計算書
- (18) 事業区域の地耐力について行った平板載荷試験等の報告書
- (19) 事業に用いる土砂等の発生の場所において土壌の調査の試料として土砂等を採取した地点の位置を示す図面及び現場写真並びに試料ごとの土壌調査試料採取報告書（様式第12号）及び地質分析結果証明書（様式第13号。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士が発行したものに限る。以下同じ。）
- (20) 法令等に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、事業が当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類の写し

(21) 誓約書(様式第14号)

(22) 茨城町暴力団排除条例(平成24年茨城町条例第1号)に関する誓約書(様式第15号)

(23) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類及び図面

3 前項第19号に規定する土壌の調査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 土砂等の発生の場所を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

(2) 試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分した各区域の中央の地点及び当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点から5メートルから10メートルまでの4地点(当該地点がない場合にあっては、当該中央の地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央の地点と当該区域の境界との中間の4地点)の土壌について行い、それぞれの採取地点において等量とすること。

(3) 前号の規定により採取した土砂等は、第1号の規定により等分した区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、町長が承認した場合にあっては、第1号の規定により等分した複数の区域から採取した土砂等を混合し、1試料とすることができる。

(4) 前号の規定により作成した試料は、それぞれ別表第1に掲げる物質ごとの測定方法により計量を行うこと。

(許可の基準)

第10条 条例第9条第3号の規則で定める物質及び基準は、別表第1のとおりとする。

2 条例第9条第4号の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

3 条例第9条第5号キの規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する事とする。

(1) 条例又は条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終え、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しないこと。

(2) 条例又は条例に基づく処分に違反したことにより有罪とする判決の宣告を受け、その判決が確定した日から5年を経過しないこと。

(許可等の決定通知)

第11条 町長は、条例第5条の規定による許可の申請があった場合であって、許可又は不許可の決定をしたときは、土砂等による土地の埋立て等事業許可(不許可)決定通知書(様式第16号)により事業主等に通知するものとする。

(変更許可申請等)

第12条 条例第11条第1項の規定による変更の許可を受けようとする事業主等は、事業変

更許可申請書（様式第17号）に、第9条第2項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類又は図面を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の許可の申請があった場合にあっては、許可又は不許可の決定をしたときは、事業変更許可（不許可）決定通知書（様式第18号）により、事業主等に通知するものとする。

3 条例第11条第1項ただし書の規定による規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

（1） 事業を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）

（2） 事業に用いる土砂等の数量の変更（当該土砂等の数量を減少させるものに限る。）

（3） 事業の施行に関する計画の変更（前2号に掲げる事項の変更に伴うものに限る。）

（変更の届出）

第13条 条例第11条第3項の規定による届出は、変更届出書（様式第19号）によるものとする。

（着手の届出等）

第14条 許可を受けた者が条例第12条第1項第1号に該当することとなったときは、土地の埋立て等着手届（様式第20号）により町長に届け出なければならない。

2 許可を受けた者が条例第12条第1項の第2号に該当することとなったときは、土地の埋立て等完了届（様式第21号）に完了した事業区域の構造に関する図面を添えて町長に届け出なければならない。

3 許可を受けた者が条例第12条第1項第3号に該当することとなったときは、土地の埋立て等廃止（休止）届（様式第22号）に次に掲げる図面を添えて町長に届け出なければならない。

（1） 事業を廃止した場合にあっては、廃止後の事業区域の構造に関する図面

4 許可を受けた者が条例第12条第1項第4号に該当することとなったときは、土地の埋立て等再開届（様式第23号）により町長に届け出なければならない。

（土壌の調査等）

第15条 条例第13条の規定による調査は、事業に着手した日から当該事業を完了し、又は廃止するまでの間、当該着手した日から3箇月ごとの各期間（当該期間内に当該事業を完了し、又は廃止したときは、当該期間の初日から当該事業を完了し、又は廃止した日までの期間）ごとに行わなければならない。

2 町長は、条例第14条第1項の規定による事業区域内の土壌の調査の命令を行う場合は、土地の埋立て等に係る土壌調査命令書（様式第24号）によって行わなければならない。

3 条例第13条及び第14条第2項の規定による調査は、町長の指定する職員の立会いの上、第9条第3項の規定に準ずる方法により行わなければならない。

4 条例第13条及び第14条第2項の規定による報告は、第1項の各期間の経過後又は命令があった日から30日以内に、土壌の調査の試料ごとの土壌調査試料採取報告書に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

(1) 土壌の調査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真

(2) 第1項の規定により採取した試料ごとの地質分析結果証明書

(地位の承継の届出)

第16条 条例第16条第2項の規定による届出は、地位承継届出書(様式第25号)によるものとする。

(許可の取消し)

第17条 条例第18条の規定による許可の取消しは、事業許可取消書(様式第26号)により行うものとする。

(標識)

第18条 条例第19条の規定による標識の掲示は、土砂等による土地の埋立て等に関する標識(様式第27号)により行わなければならない。

2 条例第19条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 許可を受けた年月日及び許可の番号

(2) 事業の目的

(3) 事業を行う場所の所在地

(4) 事業主等の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)及び連絡先

(5) 事業を行う期間

(6) 事業区域の面積

(7) 事業に用いる土砂等の発生の場所及び予定数量

(8) 施工管理者の氏名

3 前項の標識は、事業を施行する箇所の入口付近の見やすい場所に設置しなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第19条 条例第20条の規定による備付け及び閲覧は、条例第5条の許可を受けた日から行うものとし、第14条第2項若しくは第3項の届けを提出したとき又は条例第18条の取消し若しくは停止を命ぜられたときから5年を経過する日まで行うものとする。

2 条例第20条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 条例第8条第1項の規定による許可申請書の写し
- (2) 条例第11条第1項の規定による変更許可申請書及び同条第3項の規定による変更届出書の写し
- (3) 条例第12条第1項の規定による届出書の写し
- (4) 条例第13条及び第14条第2項の規定による報告書の写し
- (5) 条例第21条第2項の規定による報告書の写し
(帳簿の記載)

第20条 条例第21条第1項の規定による帳簿の記載は、土地の埋立て等施工管理台帳(様式第28号)により毎日行わなければならない。

2 条例第21条第2項で定める事項は、前項の様式により、次に掲げる事項を全て記載して報告しなければならない。

- (1) 事業の許可を受けた者の氏名又は名称
- (2) 事業区域の位置及び面積
- (3) 記録者氏名
- (4) 搬入時刻
- (5) 搬入車両登録番号
- (6) 搬入者の氏名又は名称
- (7) 運転者の氏名
- (8) 土砂等の数量
- (9) 土砂等の積込み場所
- (10) 施工作業の内容
- (11) その他事業の施行に必要な事項
(身分証明書)

第21条 条例第23条第2項に規定する身分を示す証明書は、茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第23条第2項の規定による証明書(様式第29号)によるものとする。

(命令書等)

第22条 条例第18条に規定する事業の停止命令は事業停止命令書(様式第30号)により、条例第24条第1項に規定する措置命令は措置命令書(様式第31号)により、条例第24条第2項に規定する停止命令及び措置命令は停止及び措置命令書(様式第32号)により、

それぞれ行うものとする。

(質権の設定等)

第23条 条例第25条第3項の質権設定契約（以下「質権設定契約」という。）は、質権設定契約書（様式第33号）により行わなければならない。

2 条例第25条第1項の規定により保証金を預入した者（以下「預入者」という。）は、同条第3項の規定による質権の設定に際し、質権設定承諾依頼書（様式第34号）により、当該質権の設定に係る同条第1項に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）の承諾を得なければならない。ただし、質権の設定に係る金融機関において指定の様式がある場合にあっては、町長が認めたものに限り、その様式を使用することとする。

3 預入者は、前項の承諾を得たときは、速やかに、当該承諾を証する確定日付のある書面を町長に提出しなければならない。

4 町長は、質権設定契約に基づき、預入者から条例第25条第1項の規定により預入した保証金に係る定期預金の預金証書を預かり、当該預入者に預り証（様式第35号）を交付するものとする。

5 前各項の規定は、条例第26条第2項の規定により保証金を追加して預入した者について準用する。

(意見を述べる機会の付与に関する読替え)

第24条 条例第27条第2項の規定により茨城町行政手続条例（平成8年茨城町条例第13号）第3章第3節の規定を準用する場合には、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第27条第1項	弁明は	意見を述べる機会を付与された者は
	行政庁	町長
	弁明を	意見を
	弁明書	意見書
	するものとする	意見を述べるものとする
第27条第2項	弁明をする	意見を述べる
第28条	行政庁	町長
	弁明書	意見書
	不利益処分	質権の実行
第29条	「第1項」とあるのは「第28	「行政庁」とあるのは「町長」

条」	と、「不利益処分」とあるのは「質権の実行」と、「第1項」とあるのは「茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成27年茨城町条例第18号）第27条第2項において準用する第28条」
同条第3号	茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第27条第2項において準用する第28条第3号
「前条第1項」とあるのは「第28条」	「前条第1項」とあるのは「茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第27条第2項において準用する第28条」
「第29条において準用する第15条第3項後段」	「茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第27条第2項において準用する第29条において準用する第15条第3項後段」と、同条第4項中「行政庁」とあるのは「町長」

（質権の実行）

第25条 町長は、条例第27条の規定により保証金の払戻しを受けようとするときは、金融機関に対し、質権設定契約に基づき設定した質権を実行する旨及びその額を定期預金質権実行通知書（様式第36号）により通知し、当該金融機関から当該額に相当する額の保証金の払戻しを受けるものとする。

（質権の解除）

第26条 町長は、条例第28条の規定により質権を解除したときは、第23条第4項の預金証書を当該解除した質権に係る預入者に返還するものとする。

2 前項の規定による返還を受けた者は、速やかに、当該返還を受けた預金証書に係る第23

条第4項の預り証を町長に返還しなければならない。

3 前2項の規定は、条例第26条第2項の規定により保証金を追加して預入した者について準用する。

(書類の提出部数)

第27条 条例及びこの規則により町長に提出する書類は、正副2通とする。

(補則)

第28条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定により着手している事業については、なお従前の例による。

附 則(平成29年規則第14号)

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則(令和7年規則第17号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1(第9条第3項第4号、第10条第1項関係)

物質	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1に定める方法を除く。)
有機燐	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。)付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に

		掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	日本産業規格 K0102 65.2(65.2.7を除く。)(65.2.6に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、事業区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検疫中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表2及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
銅	事業区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

1、2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1、1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1、2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1、1、1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1、1、2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1、3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格 K0102 67.2、67.3又は67.4
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	日本産業規格 K0102 34.1(34の備考1を除く。)、34.4又は34.1.1c(注(2)第3文及び34の備考1を除く。)及び昭和46環告第59号付表7
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム	日本産業規格 K0102 47.1、47.3又

	ラム以下	は47.4
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGSO211-2020「土懸濁液のPH試験方法」

備考

- 1 測定に当たっては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）によること。
- 2 基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機^{りん}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

別表第2（第10条第3項関係）

事業の施行管理体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業を施行するために必要な能力を持った施工管理者が常駐していること。 2 事業の施行中の事故に係る関係者及び関係行政機関との連絡体制を整備するとともに、その内容を作業従事者等に十分周知徹底すること。 3 事業区域に、人がみだりに立ち入ることを防止するためのさくを設けること。また、事業区域内を容易に目視できる構造とすること。 事業を施行する区域と隣接する土地との間は、十分な保安距離が取られていること。 4 事業区域への出入口は、原則として1箇所とし、作業終了後は施錠すること。 5 土砂等の事業区域への搬入は、原則として、日曜日・祝日及び年末年始を除く日の午前9時から午後5時までとすること。
粉じんの飛散及び雨水等の流出の防止対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんについては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一般粉じん発生施設の管理に関する基準を遵守すること。 2 事業区域内の雨水等が適切に排水される設備を設けること。 3 事業区域内へ外部からの雨水等が流入するのを防止できる開きよその他の設備が設けられていること。また、事業区域内から外部へ雨水等が流出し、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合には、これを常時排水できる設備を設けること。
騒音及び振動の防止対策	<ol style="list-style-type: none"> 1 騒音に係る規制基準については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）及び茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）

	<p>に規定する特定建設作業に準ずること。</p> <p>2 振動に係る規制基準については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業に準ずること。</p>
交通安全対策	<p>1 道路に進入路を取り付ける場合には、道路管理者と協議の上、道路管理者の指示に従うこと。</p> <p>2 土砂等の搬出入に伴う事業区域からの土砂等のまき出し等を防止し、他の交通の妨げとならないようにすること。</p> <p>3 搬入経路が通学路に当たるときは、町教育委員会と協議の上、登下校時間帯の搬入車両の通行禁止等の必要な措置を講ずること。</p> <p>4 他の交通に支障があると予想される場合は、交通誘導員の配置や安全施設の設置等の措置を講ずること。</p> <p>5 大型貨物自動車により土砂等を運搬する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第4条に規定する土砂等運搬大型自動車以外の車両は使用しないこと。また、運搬事業者及び下請業者に土砂等を運搬させるときは、それらの者に土砂等運搬大型自動車以外の車両を使用させないこと。</p> <p>6 土砂等の過積載を行わないこと。また、運搬事業者及び下請業者に過積載を行わせないこと。</p>
その他生活環境の保全対策	<p>1 事業区域の周辺地域の住民の健康及び財産に係る被害を生ずることがないように、必要な措置を講ずること。</p> <p>2 事業区域の周辺地域の公共物、工作物、樹木及び地下水に影響を及ぼし、又は機能を阻害させないこと。また、必要に応じ事前調査等を行うこと。 災害が発生した場合は、二次的被害が発生しないよう、責任をもって現場を管理し、必要な措置を講ずること。</p> <p>3 事業区域の地耐力（地盤の支持力及び沈下が生じないことをいう。）については、支持力を評価する試験にあつては平板載荷試験、ボーリング試験、スウェーデン式サウンディング試験等を、沈下が生じないことを評価する試験にあつては室内土質試験等をそれぞれ1箇所以上行うこと。ただし、沈下が生じないことの評価については、ボーリング試験又はスウェーデン式サウンディング試験等の結果から推定したのものにより代えることができる。</p>

様式第1号（第4条第2項関係）

土壤汚染防止に関し地方公共団体と同等以上の能力を有する者の認定申請書

年 月 日

茨城町長

宛

住所
申請者 氏名 印
（主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成27年茨城町規則第18号）第4条第2項の規定による認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請者の資本金、基本金その他これらに準ずるものの出資総額及び出資者のうち地方公共団体別の出資金額

- (1) 出資総額 千円（ 年 月 日現在）
(2) 地方公共団体別出資金額

地方公共団体名	出資金額
	千円
	千円
	千円
	千円
合 計	千円

2 土地の埋立て等に係る事業の実績

3 添付書類

- (1) 定款
(2) 法人の登記事項証明書
(3) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

様式第2号（第7条関係）

土地の埋立て等届出書

年 月 日

茨城町長

宛

住所

届出者 氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成27年茨城町条例第18号）第6条の規定により届け出ます。

事業の目的		
事業区域の位置及び面積	住所	面積(実測) m ²
事業を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
事業に用いる土砂等を発生させる者及び発生の場所		
事業に用いる土砂等の数量	m ³	
施工管理者の氏名及び電話番号	氏名 電話番号	
添付書類	①条例第5条第3号～第5号に該当することを証する書類(許可書類等の写し及び現場写真等) ②位置図	

様式第3号 (第8条第1項第1号関係)

土砂等による土地の埋立て等の規制に関する事前協議書

年 月 日

茨城町長 宛

住 所
事業主氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

住 所
工事施工者氏名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第7条の規定により、関係書類を添えて提出いたします。

1. 事業の種類 埋立て ・ 盛土 ・ 堆積 事業
2. 事業区域の面積
3. 事業区域 (事業を施行する場所等)

茨城町

備考 茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第8条第1項各号に掲げる関係書類を添付すること。

様式第4号（第8条第1項第2号、第9条第2項第1号関係）

事業計画書

事業の目的			
事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
埋立てし、盛土し、 又は堆積する土砂 等の量(m ³)			
運搬車両台数	台 (トン車 台× 日)		
作業日			
作業時間	時 分 ~ 時 分		
使用機械の種類 及び台数			
土砂等の発生場所 及びその事業主	発生場所		
	事業主	住所又は所在地	
		氏名又は名称	
連絡先の電話番号	昼間 夜間 現場		
施行管理者の氏名			

備考 「作業日」の欄は、「日曜日を除く毎日」のように具体的に記入すること。

土砂等発生元証明書

年 月 日

茨城町長

宛

住所又は所在地
土砂等の発生者 事業者名 印
代表者又は現場責任者の氏名
電話番号

茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成27年茨城町条例第18号。以下「条例」という。）第5条の規定による許可を受けようとする事業に用いる土砂等は、次の工事施工場所から発生するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

また、条例第4条第1項の規定を遵守し、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、事業を行う者により適正な事業が行われるよう必要な配慮をします。

工 事 名	
工 事 施 工 場 所	
工 事 発 注 者	
工 事 施 工 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事に係る土砂等の発生量	m ³ (うち処分契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の発生量	m ³
発生土砂等の区分	
発生土砂等の運搬契約者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
発生土砂等の最終処分事業者	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

備考 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる区分を記載すること。

様式第6号（第8条第1項第12号関係）

欠格要件非該当に関する誓約書

年 月 日

茨城町長

宛

住所

事業主 氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

住所

工事施工者 氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

私は、茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条第6号アからキのいずれにも該当しないことを誓約します。事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して町が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、必要な場合には、町が茨城県警察本部へ照会することについて承諾します。

（1）役員名簿（法人の場合）

氏名(漢字)	氏名(ふりがな)	役職名	生年月日	性別

備考 役員名簿の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、役員名簿を添付すること

様式第7号（第8条第1項第13号関係）

関係法令手続報告書

年 月 日

茨城町長 宛

住所

事業計画者 氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

【土地利用規制関係法令等】

関係法令	規制区域等	規制区域等の状況
1 自然公園法 茨城県立自然公園条例	含む 含まない	・特別地域（第1種 第2種 第3種） ・普通地域
2 自然環境保全体法 茨城県自然環境保全体条例	含む 含まない	・自然環境保全体地域（特別地区 普通地区） ・緑地環境保全体地域
3 都市計画法	含む 含まない	・風致地区 文教地区 ・その他（ ）
4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に 関する法律	含む 含まない	・鳥獣保護区域（特別、普通）
5 森林法	含む 含まない	・保安林区域 ・保安林予定森林、保安施設地区 ・地域森林計画対象民有林 ・その他（ ）
6 農業振興地域の整備に関する法 律	含む 含まない	・農業振興地域（農用地区域） ・集団的優良農地 ・その他（ ）
7 農地法	含む 含まない	・転用許可（第4条 第5条） ・農地改良届
8 文化財保護法	含む 含まない	・貝塚、古墳群、遺跡、城跡 ・その他（ ）
9 河川法	含む 含まない	・河川保全体区域 ・河川区域 ・その他（ ）
10 地すべり等防止法	含む 含まない	・地すべり防止区域 ・その他（ ）
11 国土利用計画法	含む 含まない	・一定面積以上の一団の土地

【その他関係法令等】

関係法令	規制区域等	手続きの状況
1 騒音規制法 2 茨城県生活環境の保全等に 関する条例	要 不要	・特定建設作業の届出

土砂等による土地の埋立て等の規制に関する事前協議済書

事業主 住所
氏名

工事施工者 住所
氏名

茨城町長



年 月 日付けで協議申出のあった土砂等による土地の埋立て等の事業については、次のとおり通知します。

記

- 1 申請のあった事前協議については 承認 ・ 不承認 とする。
- 2 土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書は 提出 ・ 省略 するものとする。

※当該事前協議済書の有効期限は、通知日から90日間とする。

様式第9号（第9条第1項関係）

土砂等による土地の埋立て等事業許可申請書

年 月 日

茨城町長 宛

住 所
事業主 氏 名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

工事施工者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)
電話番号

下記のとおり事業を施行したいので、茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第8条第1項の規定により申請します。

記

- 1 事業の種類 埋立て ・ 盛土 ・ 堆積 事業
- 2 事業区域の面積
- 3 事業区域（事業を施行する場所等）
茨城町

所在地	地番	地目		面積(m ²)		土地所有者の住所及び氏名
		登記簿	現況	登記簿	実測	

備考 「埋立て・盛土・堆積」のうち不要な文字を抹消すること。

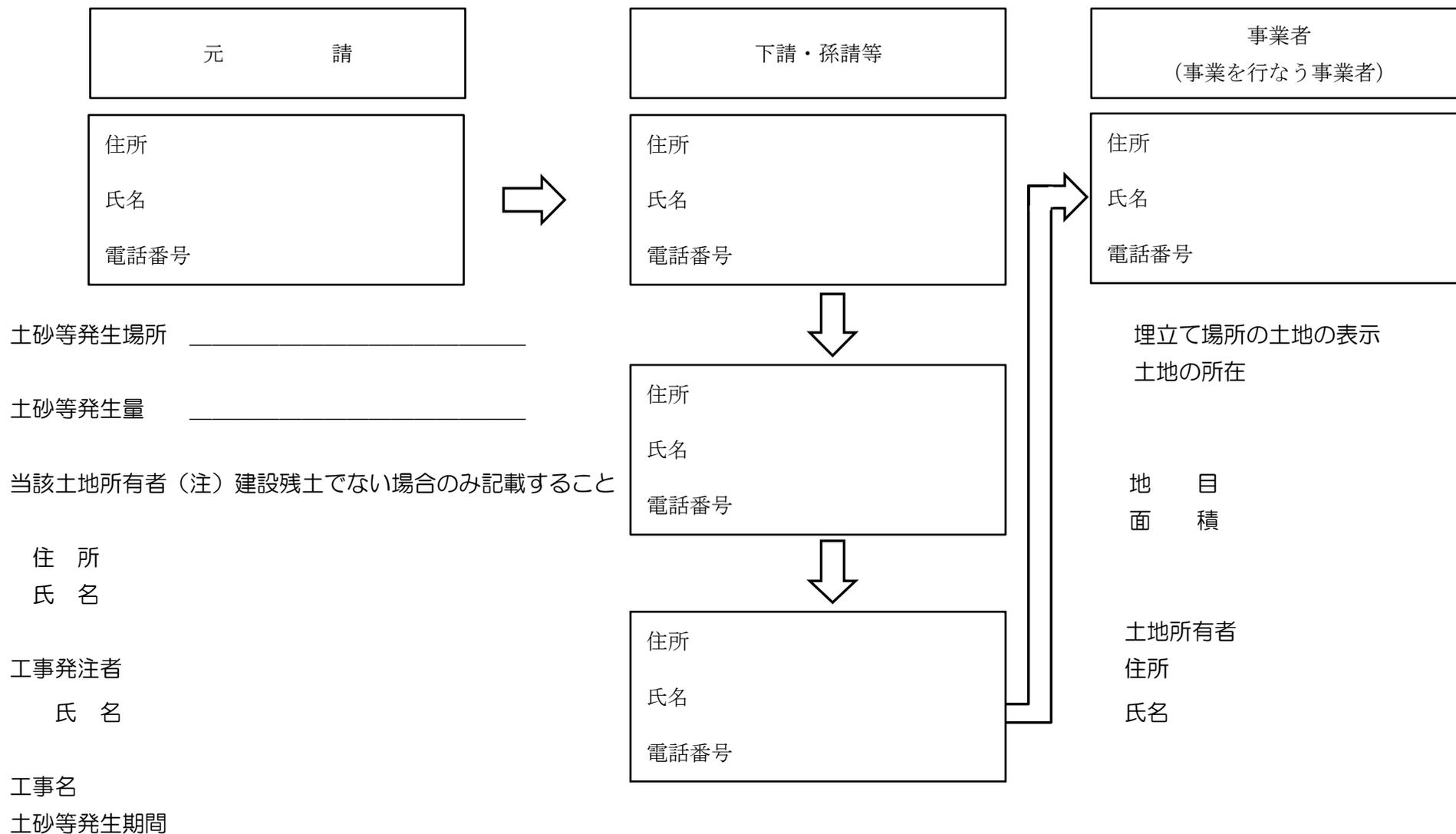
様式第10号（第9条第2項第9号関係）

土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画

発生元事業者名	搬入計画					
	予定量 m ³	最大日量 m ³	搬入期間	搬入時間	搬入土砂等の区分	発生場所
			～	～		
合計						

備考 搬入土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる区分を記載すること。

土砂等の発生から処分までのフローシート



備考 1 各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 各欄に該当しない運搬事業者及び下請業者についても、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

土壤調査試料採取報告書

年 月 日

茨城町長

宛

住所

報告者 氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成27年茨城町規則第18号）（第9条第2項第19号、第15条第4項）に規定する土壤の調査の試料を次のとおり採取したので報告します。

※該当する規則のどちらかを丸で囲む。

検体番号	
採取者	
採取年月日	
採取場所	
採取日の天候	
採取深度	

備考 1 この報告書は、土壤調査試料を採取した者が作成すること。

2 検体番号の欄には、この報告書に係る地質分析結果証明書に記載された検体番号を記載すること。

様式第13号（第9条第2項第19号，第15条第4項第2号関係）

地質分析結果証明書

年 月 日

宛

分析機関名
代表者
所在地
電話番号
環境計量士

印

印

年 月 日に依頼のあった検体について，土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し，計量した結果等を次のとおり証明します。

（検体番号）

項目	単位	測定値	基準値	測定方法	
カドミウム	mg/l		0.003	日本産業規格 K0102 55.2, 55.3 又は 55.4	
全シアン	mg/l		不検出	日本産業規格 K0102 38(38.1.1 及び 38 の備考 11 の方法を除く。)又は昭和46環告第59号付表1	
有機燐	mg/l		不検出	昭和49環告第64号付表1, 日本産業規格 K0102 31.1 のガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては, 昭和49環告第64号付表2)	
鉛	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 54	
六価クロム	mg/l		0.05	日本産業規格 K0102 65.2(65.2.7 を除く。)(65.2.6 に定める方法により塩分濃度の高い試料を測定する場合にあっては, 日本産業規格 K0170-7 の7のa) 又はb)に定める操作を行うものとする。)	
砒素	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 61	
総水銀	mg/l		0.0005	昭和46環告第59号付表2	
アルキル水銀	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表3, 昭和49環告第64号付表3	
PCB	mg/l		不検出	昭和46環告第59号付表4	
ジクロロメタン	mg/l		0.02	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
四塩化炭素	mg/l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	mg/l		0.002	平成9環告第10号付表	
1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.3.2	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04	シス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2 トランス体にあつては日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
トリクロロエチレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
テトラクロロエチレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1, 5.5	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.1	
チウラム	mg/l		0.006	昭和46環告第59号付表5	
シマジン	mg/l		0.003	昭和46環告第59号付表6第1, 第2	
チオベンカルブ	mg/l		0.02	昭和46環告第59号付表6第1, 第2	
ベンゼン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	
セレン	mg/l		0.01	日本産業規格 K0102 67.2, 67.3, 67.4	
ふっ素	mg/l		0.8	日本産業規格 K0102 34.1(34の備考1を除く。), 34.4, 34.1.1c)(注(2)第3文及び34の備考1を除く。)及び昭和46環告第59号付表7	
ほう素	mg/l		1	日本産業規格 K0102 47.1, 47.3, 47.4	
1,4-ジオキサン	mg/l		0.05	昭和46環告第59号付表8	
農用地 (田に限る。)	砒素	mg/kg	15	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条	含 有 試 験
	銅	mg/kg	125	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号)第1条第3項及び第2条	
水素イオン濃度指数	-		4以上9未満	地盤工学会基準 JGS 0211-2020「土懸濁液のpH試験方法」	
検体の性状	形状		色	におい	
備考					

- 備考 1 「昭和46環告第59号」とは，水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）をいう。
 2 「昭和46環告第64号」とは，環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）をいう。
 3 「平成9環告第10号」とは，地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）をいう。

様式第14号（第9条第2項第2号関係）

誓 約 書

年 月 日

茨城町長 宛

住 所
事業主 氏 名 印
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

住 所
工事施工者 氏 名 印
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

私は、茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例を遵守して事業を施行することを誓います。

様式第15号（第9条第2項第23号関係）

茨城町暴力団排除条例に関する誓約書

年 月 日

茨城町長 宛

住所

事業主 氏名 印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

住所

工事施工者 氏名 印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

私は、茨城町暴力団排除条例（平成24年茨城町条例第1号）第2条第3号に掲げる暴力団員等に該当しないことを誓約します。事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して町が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

また、町が必要と認める場合に行う茨城県警察本部へ照会することについて承諾します。

（1）役員名簿（法人の場合）

氏名(漢字)	氏名(ふりがな)	役職名	生年月日	性別

備考 役員名簿の欄に記入しきれない場合には「別紙のとおり」と記入し、役員名簿を添付すること

第 年 月 日 号

土砂等による土地の埋立て等事業許可（不許可）決定通知書

事業主住所氏名 印

工事施工者住所氏名 印

年 月 日付で、茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第5条第1項に基づく申請については、下記のとおり許可（不許可）する。

年 月 日

茨城町長 印

記

- 1 事業の種類 埋立て・盛土・堆積 事業
- 2 事業区域 茨城町 番地外 筆
- 3 事業区域の面積 m²
- 4 事業の施行期間 年 月 日～ 年 月 日
- 5 許可条件

様式第17号（第12条第1項関係）

事業変更許可申請書

年 月 日

茨城町長

宛

事業主住所

氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

工事施工者住所

氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり事業の内容を変更したいので、茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条第1項の規定により申請します。

記

1 許可年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

2 変更内容

当初許可内容	
変更内容	
変更理由	

様式第18号（第12条第2項関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

事業変更許可（不許可）決定通知書

事業主住所
氏名

工事施工者住所
氏名

年 月 日付けで、茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
第11条第1項に基づく申請については、下記のとおり許可（不許可）する。

年 月 日

茨城町長



記

1 変更事項

2 条件（不許可の理由）

様式第19号（第13条関係）

変 更 届 出 書

年 月 日

茨城町長

宛

事業者 住 所

氏 名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

工事施工者 住 所

氏 名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり変更したので、茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
第11条第3項の規定により届け出ます。

記

1 許可年月日及び許可番号

年 月 日 第 号

2 変更内容

当初許可内容	
変 更 内 容	
変 更 理 由	

様式第20号（第14条第1項関係）

土地の埋立て等着手届

年 月 日

茨城町長

宛

住所

届出者 氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成27年茨城町条例第18号）による許可に係る事業に着手したので、同条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
着手年月日	年 月 日

様式第21号（第14条第2項関係）

土地の埋立て等完了届

年 月 日

茨城町長

宛

住所

届出者 氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成27年茨城町条例第18号）による許可に係る事業を完了したので、同条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日
完了年月日	年 月 日

備考 完了した事業区域の構造に関する図面を添付すること。

様式第22号（第14条第3項関係）

土地の埋立て等廃止（休止）届

年 月 日

茨城町長

宛

住所

届出者 氏名

印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成27年茨城町条例第18号）による許可に係る事業を廃止（休止）したので、同条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
計画期間及び 廃止年月日	計画期間 年 月 日 ~ 年 月 日 廃止年月日 年 月 日
又は休止期間	(休止期間 年 月 日 ~ 年 月 日)

備考 1 事業を廃止した場合には、廃止後の事業区域の構造に関する図面を添付すること。

様式第23号（第14条第4項関係）

土地の埋立て等再開届

年 月 日

茨城町長 宛

住所

届出者 氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成27年茨城町条例第18号）による許可に係る事業を再開しますので、同条例第12条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
休止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
再開年月日	年 月 日

様式第24号（第15条第2項関係）

土地の埋立て等に係る土壌調査命令書

第 号
年 月 日

様

茨城町長



茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例による許可に係る事業区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について、同条例第14条第1項の規定により、次のとおり調査を行うことを命じます。

許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
事業区域の位置	茨城町
土壌調査試料採取日時	年 月 日(曜日) 時 分から
土 壌 調 査 の 方 法	茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第15条第3項による。

様式第25号（第16条関係）

地 位 承 継 届 出 書

年 月 日

茨城町長 宛

事業主住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

工事施工者住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

下記のとおり承継したので、茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第16条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 2 被承継者の住所又は所在地及び氏名又は名称
住所又は所在地
氏名又は名称
- 3 相続又は合併の日 年 月 日
- 4 承継の原因

備考 相続人の戸籍抄本又は承継法人の登記事項証明書を添付すること。

事業許可取消書

事業主 住所
氏名

工事施工者 住所
氏名

茨城町長



茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第18条の規定により許可を取り消します。

記

- 1 事業の種類 埋立て・盛土・堆積 事業
- 2 許可年月日
- 3 許可番号
- 4 取消根拠・理由

様式第27号（第18条第1項関係）

土砂等による土地の埋立て等に関する標識	
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
事業の目的	
事業を行う 場所の所在地	
事業を行う者の 住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の 氏名) 連絡先
事業を行う期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業区域の面積	m ²
事業に用いる 土砂等の発生の場所及び 予定数量	発生場所 予定数量 m ³
施工管理者の氏名	

縦は90センチメートル以上、横は120センチメートル以上とすること。

様式第28号（第20条第1項関係）

土地の埋立て等施工管理台帳

年 月 日（ ）

事業の許可を受けた者の氏名又は名称
事業区域の位置

記録者 印
面積 m²

	搬入時刻	搬入車両登録番号	搬入業者の氏名又は名称	運転者氏名	数量(m ³)	土砂等の積込み場所
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

施工作業の内容
その他事業の施行に必要な事項

様式第29号（第21条関係）

（縦6センチメートル、横9センチメートル）

（表）

証 明 書		第 号
写 真 縦 3cm 横 2cm	所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
上記の者は、茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成27年茨城町条例第18号）第23条第1項の規定による立入検査を行うものであることを証明する。 年 月 日		
茨城町長		印

（裏）

茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例抜粋
（報告の徴収）
第22条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に対して事業の施行状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。
（立入検査）
第23条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、担当職員に、事業区域、事業主等の事務所若しくは事業所又は事業区域内にある事業主等の土地若しくは建物に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 号
年 月 日

事業停止命令書

様

茨城町長



貴殿が茨城町 で行っている埋立て（盛土、堆積）事業行為は、茨城町
土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 条第 項に違反するので、同条
例第18条の規定により 年 月 日までに事業を停止することを命
ずる。

記

措置内容

第 号
年 月 日

措置命令書

様

茨城町長



貴殿が茨城町 で行っている埋立て（盛土、堆積）事業行為は、茨城町
土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第 条第 項に違反するので、同条
例第24条第1項の規定により 年 月 日までに下記のとおり措置するこ
とを命ずる。

記

措置内容

質権設定契約書

茨城町を甲とし、を乙とし、次の条項により保証金
に関する質権設定契約を締結する。

（保証金負担の確認）

第1条 乙は、甲に対し、茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成27年茨城町条例第18号。以下「条例」という。）第25条第1項及び第2項の規定により、乙が茨城町で行う土砂等の埋立事業（以下「本件事業」という。）の適
正な履行並びに埋立事業区域及びその周辺地域における公共施設の破損防止に係る保証として、金円を負担し、別表記載の定期預金を預け入れていることを確認
する。

（質権の設定等）

第2条 乙は、甲に対し、前条の保証を担保するための別表記載の定期預金債権に質権を設定し、当該定期預金債権の預金証書をこの契約の締結と同時に甲に引き渡さなければならない。

2 乙は、この契約を締結後、直ちに、前項の規定による質権設定の承諾を依頼する書面を当該預入先金融機関に提出し、当該預入先金融機関から書面による質権設定の承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の規定により承諾を得た書面について、公証人法（明治41年法律第53号）第11条の規定により法務大臣から任命された公証人による確定日付の付与を受け、甲に引き渡さなければならない。

（質権設定の対象）

第3条 前条第1項の規定により設定した質権の対象は定期預金の元本のみとし、定期預金の預入先金融機関の定める利率により発生する利息は含まないものとする。

（質権の効力）

第4条 乙が条例第12条第2項の規定による本件事業の許可の内容に適合している旨の確認を受ける前に、別表記載の定期預金債権の満期日が到来し、預入先金融機関の定めるところにより自動継続がなされた定期預金債権についても、第2条第1項の規定により設定された質権の効力が及ぶものとする。

（預金債権の払戻し）

第5条 甲は、条例第26条第1項各号に掲げる費用が発生した場合であって、条例第27条の規定により質権を実行するときは、預入先金融機関から当該費用に相当する金額の払戻しを受けるものとする。

（費用負担）

第6条 乙は、この契約に基づく債務の履行に関し必要となる費用を全て負担するものとする。

この契約の締結を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

年 月 日

茨城町大字小堤1080番地
甲 茨城町長



乙



別表

預入先金融機関	支店	口座番号	金額
			円
預入期間			名義人
年 月 日から			
年 月 日まで			

※定期預金債権は、預入期間満了後、自動継続の適用がなされるものに限る。

質権設定承諾依頼書

様

住 所
質権設定者



住 所
質 権 者



質権設定者(預金者)は同人が質権者に対して負担する債務の担保として、下記定期預金及び継続後の定期預金の上に質権を設定しますので、御承諾くださるよう連署をもって依頼します。

下記定期預金が自動継続定期預金で、期間の利息は元加しない契約のときは、この質権にかかわらず、質権設定者にお支払いください。

また、中間利息が支払われる契約の定期預金のときは、この質権にかかわらず、中間利息は質権設定者にお支払いください。

記

貴行定期預金 取扱店

(1) 種 類

(2) 口座番号

(3) 金 額

円

(4) 預入日
年 月 日

(5) 満期日
年 月 日

(6) 口座名義

(7) 口座取引印



第 号
年 月 日

預り証

様

茨城町長



下記の定期預金証書を確かに預かりましたので、茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第23条第4項の規定により、当該定期預金証書を預かったことを証する預り証を交付いたします。

記

定期預金証書1通

（内訳）

預入先

銀行

支店

口座番号

金額

円

期間

年

月

日から

年

月

日まで

名義人

定期預金質権実行通知書

年 月 日

預入金融機関

様

質権者
茨城町長



茨城町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成27年茨城町条例第18号。以下「条例」という。）第27条の規定により、下記のとおり設定した質権を実行するために貴行から預金債権の払戻しを受けたく、通知します。

記

質権設定年月日	年 月 日			
質権設定者	住所 氏名			
預金名義人				
預金取扱店名		預金種類		□座番号
預入日	年 月 日			
満期日	年 月 日			
預金額	円	質権実行額		円
質権を実行する理由				

条例第27条の規定により質権を実行しますので、定期預金を解約し、質権実行額並びに残金及び利息は以下の入金先へ振込を依頼します。

質権実行額入金先 ※正確に御記入ください。

金融機関	支店	種類	□座番号（右詰め）	名義（カナ）
		普通		

残金及び利息入金先 ※正確に御記入ください。

金融機関	支店	種類	□座番号（右詰め）	名義（カナ）
		普通		

添付書類

- 1 預入金融機関からの質権設定承諾書（原本）
- 2 町（質権者）と質権設定者との間で締結した定期預金質権設定契約書の写し
- 3 定期預金証書（原本）
- 4 質権実行額の積算根拠が分かる書類

参考資料

(1)建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める 省令

(平成三年十月二十五日)

改正 平成一三年三月二九日国土交通省令第五九号

(この省令の趣旨)

第一条 この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事事業者」という。）の再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第十五条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）別表第二の第一欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの（以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。）について、建設工事事業者の建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

(略)

(再生資源の利用の原則)

第三条 建設工事事業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再資源化施設（建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。）の立地状況等を勘察し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

(建設発生土の利用)

第四条 建設工事事業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、主として下欄に掲げる用途に利用するものとする。

2 前項の場合において、建設工事事業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物（建築物を含む。以下同じ。）の機能に支障が生じないよう、適切な施工を行うものとする。

3 建設工事事業者は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

(略)

(再生資源の発生した工事現場での利用)

第七条 建設工事事業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械（再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。）の選定に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

(以下別表まで略)

別表第一（第四条関係）

第一種建設発生土（砂、礫 ^{れき} 及びこれらに準ずるものをいう。）	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第二種建設発生土（砂質土、礫質土 ^{れき} 及びこれらに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第三種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第四種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもの（第三種建設発生土を除く。）をいう。）	水面埋立て用材料